

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」には出席停止の期間が定められています。この期間は学校内での感染拡大を防ぐために、り患した生徒が登校できない期間です（出席停止により休んだ期間は欠席扱いにはなりません）。

下記の感染症の可能性があって欠席をさせる場合には、授業開始前に学校へご連絡ください。また、診断の結果についても早急に連絡をお願いいたします。

医師の指示により、他へ感染させるおそれなくなり登校が可能になった場合には、『学校において予防すべき感染症における出席停止届』を担任へご提出ください。

病気の状況により、医師の診断書を提出していただく場合もありますので、ご了承ください。

#### 学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則第 18・19 条）

| 分類         | 病気の種類                                                                                                                                                                                                                                                          | 出席停止の期間                                                                                           |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第一種<br>感染症 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ<br>※重症急性呼吸器症候群は病原体が SARS コロナウィルスであるものに限る。<br>※中東呼吸器症候群は病原体が MERS コロナウィルスであるものに限る。<br>※特定鳥インフルエンザは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。 | 治癒するまで<br><br>※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は第一種の感染症とみなす。 |
|            | インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）                                                                                                                                                                                                                         | 発症した後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日（幼児にあつては 3 日）を経過するまで                                                       |
| 第二種<br>感染症 | 百日咳                                                                                                                                                                                                                                                            | 特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで                                                        |
|            | 麻疹（はしか）                                                                                                                                                                                                                                                        | 解熱後 3 日を経過するまで                                                                                    |
|            | 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）                                                                                                                                                                                                                                                | 耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで                                                     |
|            | 風疹                                                                                                                                                                                                                                                             | 発疹が消失するまで                                                                                         |
|            | 水痘（みずぼうそう）                                                                                                                                                                                                                                                     | すべての発疹が痂皮化するまで                                                                                    |
|            | 咽頭結膜熱（プール熱）                                                                                                                                                                                                                                                    | 主要症状が消退した後 2 日を経過するまで                                                                             |
|            | 新型コロナウイルス感染症                                                                                                                                                                                                                                                   | 発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで                                                              |
|            | 結核                                                                                                                                                                                                                                                             | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで                                                                 |
|            | 髄膜炎菌性髄膜炎                                                                                                                                                                                                                                                       | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで                                                                 |
|            | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症                                                                                                                                                                                                      | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで                                                                 |
| 第三種<br>感染症 | （条件によっては出席停止の措置が考えられる疾患）                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                   |
|            | 溶連菌感染症、A 型肝炎、B 型肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎など                                                                                                                                                                                                      | 全身状態が悪いなど、医師の判断で出席停止を要する場合など                                                                      |

通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例：アタマジラミ、水いぼ、伝染性膿痂疹（とびひ）